

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 ...	福利・給与室	1 頁
お知らせ	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	1 頁
	公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	2 頁
	平成18年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	4 頁

規 則

三重県教育委員会は、県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第二号）の規定に基づき、県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年十二月二十八日

三重県教育委員会委員長 丹 保 健

三重県教育委員会規則第十五号

県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則（昭和三十七年三重県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四中	「		「
		38	37
		39	38
		40	38
		41	39
		41	39
		42	40
		42	40
		43	41
		43	42
	44	43	
	」	」	

を に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第四の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

お 知 ら せ

平成19年12月28日付け三重県公報第1945号に「公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則」他の規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成十九年十二月二十八日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十六号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次の

ように改正する。

第一条の三第一項中「第七十五条」を「第八十一条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年十二月二十八日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十七号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年 三重県人事委員会規則 第二十一号）

の一部を次のように改正する。

別表第七の高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表中

「	「	を	」	」																				
<table border="1"> <tr><td>30</td></tr> <tr><td>31</td></tr> <tr><td>32</td></tr> <tr><td>33</td></tr> <tr><td>33</td></tr> <tr><td>34</td></tr> <tr><td>34</td></tr> <tr><td>35</td></tr> <tr><td>35</td></tr> <tr><td>36</td></tr> </table>	30	31	32	33	33	34	34	35	35	36			<table border="1"> <tr><td>29</td></tr> <tr><td>30</td></tr> <tr><td>30</td></tr> <tr><td>31</td></tr> <tr><td>31</td></tr> <tr><td>32</td></tr> <tr><td>32</td></tr> <tr><td>33</td></tr> <tr><td>34</td></tr> <tr><td>35</td></tr> </table>	29	30	30	31	31	32	32	33	34	35	に
30																								
31																								
32																								
33																								
33																								
34																								
34																								
35																								
35																								
36																								
29																								
30																								
30																								
31																								
31																								
32																								
32																								
33																								
34																								
35																								
」	」		」	」																				
<table border="1"> <tr><td>42</td></tr> <tr><td>43</td></tr> <tr><td>44</td></tr> <tr><td>45</td></tr> <tr><td>45</td></tr> <tr><td>46</td></tr> <tr><td>46</td></tr> <tr><td>47</td></tr> <tr><td>47</td></tr> </table>	42	43	44	45	45	46	46	47	47			<table border="1"> <tr><td>41</td></tr> <tr><td>42</td></tr> <tr><td>42</td></tr> <tr><td>43</td></tr> <tr><td>43</td></tr> <tr><td>44</td></tr> <tr><td>44</td></tr> <tr><td>45</td></tr> <tr><td>45</td></tr> </table>	41	42	42	43	43	44	44	45	45			
42																								
43																								
44																								
45																								
45																								
46																								
46																								
47																								
47																								
41																								
42																								
42																								
43																								
43																								
44																								
44																								
45																								
45																								

48
48
49
49
49
50
50
50
51
51
51
52

を

46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51

に改める。

別表第七の学校栄養職員給料表昇格時号給対応表中

42
42
43
43
44
44
45
45
45
46
46
46
47
47

を

41
42
42
42
43
43
43
44
44
44
45
45
46
46

に改める。

別表第七の行政職給料表昇格時号給対応表中

34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

を

33
34
34
34
35
35
35
36
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第七の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年十二月二十八日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十八号

平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則（平成十八年 三重県人事委
三重県教育委

員会規則
員会規則 第八号）の一部を次のように改正する。

第二條第八号中「第六條又は」を「第八條又は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。